

秋田県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「チーム設置運営要綱」という。)
第1条の規定に基づき、秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)が
実施するチーム員養成研修(以下「養成研修」という。)の実施及びチーム員登録について定め、チー
ム員となる者が、業務遂行上必要な知識及び技術を身に付けること等を目的とする。

(受講対象者)

第2条 研修の受講対象者は、チーム設置運営要綱第3条第1項に定める者とする。

(研修の種類等)

第3条 研修は次に掲げるものとし、その内容は別に定める。

- (1) 登録研修 新たにチーム員となろうとする者が受講する研修
- (2) スキルアップ研修 第6条第1項の登録を受けた者(以下「登録者」という。)が、登録から概ね
2年経過するまでに受講する技術向上に関する研修
- (3) 更新研修 登録者が、登録を更新するために登録の日から概ね3年経過するごとに受講する研
修

(研修の方法)

第4条 研修は、講義及び演習により行い、必要に応じて訓練により行うものとする。

(補講の実施)

第5条 協議会は、受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合に補講を行うことがで
きる。

(チーム員の登録)

第6条 協議会は、秋田県災害派遣福祉チーム員登録者名簿(様式第1号。以下「チーム員登録名簿」
という。)を作成し、第3条第1号の研修の修了者をチーム員として登録する。
2 協議会は、登録者に対し、秋田県災害派遣福祉チーム員登録証(登録研修修了証。様式第2号)を
交付するものとする。

(登録者名簿の管理)

第7条 協議会は、チーム員登録名簿を管理するものとする。

(登録内容の変更等)

第8条 登録者は、登録の内容(氏名、所属施設、(団体)等)に変更が生じたとき、又はチーム員の登
録を辞退するときは、登録事項変更等届出書(様式第3号)により、原則として所属する施設等を経
由して協議会に届け出るものとする。
2 協議会は、前項の届出があったときは、チーム員登録名簿を更新するものとする。

(附 則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。